

ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力

明治大学法科大学院教授

熊谷 健一

(くまがい けんいち)

東京農工大学工学部機械工学科卒業後、1980年特許庁入庁、1984年特許庁審査官。通商産業省機械産業情報局半導体チップ保護制度審議室、その後、特許庁総務部工業所有権制度改正審議室、同部国際課多角的交渉対策室、通商産業省産業政策局知的財産政策室課長補佐等を歴任。1994年九州大学法学部助教授、同大学大学院法学研究院教授、京都大学大学院医学研究科客員教授を経て、2007年より現職。現在、特許庁「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」座長、「ミャンマー法整備支援知的財産アドバイザーグループ」幹事役。

1. はじめに

ASEANは、ベトナム戦争を背景に、東南アジアの政治的な安定、経済成長の促進等を目的として、1967年のバンコク宣言により設立され、設立当初は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国で構成されていたが、その後、ブルネイ(1984年)、ベトナム(1995年)、ラオス(1997年)、ミャンマー(1997年)、カンボジア(1999年)が加盟し、現在は、10か国で構成されている。

ASEAN諸国の総人口は、6億人を超え、名目GDPも約2兆ドル(一人当たり約3千ドル)に達しており、ASEAN域内の貿易総額も2兆ドルを超える等、一大経済圏を構成している。その一方で、ASEAN各国の人口は、最小のブルネイ(約40万人)が最大のインドネシア(約2.4億人)の500分の1以下、国民一人あたりのGDPも、最小のミャンマー、カンボジア(約千ドル)が最大のシンガポール(約5万ドル)の約50分の1であり、言語、文化、宗教の違い等の多様性を有しており、各国の法制度も大きく異なっている。

日本とASEANは、地理的に近いこともあり、古くから、政治・経済・文化の各面における深い関係を有しており、日本からASEANへの輸出額は、約11兆5千億円(2014年)に達しており、ASEANにとっても、日本は、中国に次ぐ第二の貿易相手国となっている。

ASEANの経済成長は、今後も年平均6%程度と予想されているが、2015年12月31日にASEAN経済共同体(AEC)の発足のためのクアラルンプール宣言が署名され、ASEAN域内の物品関税の90%以上の品目で廃止される等、今後のASEANにおける経済成長の基盤となり、さらに経済成長が進展することが期待されている(以上の数値は、いずれも外務省ウェブサイト、IMF、財務省貿易統計)。

ASEAN共同体は、「政治・安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」からなるが、AEC設立の行動計画のひとつとして、「ASEAN知的財産権行動計画2011-2015」が策定される等、知的財産の保護についての積極的な取組がなされており、日本からも多くの協力が行われている。

本稿においては、経済成長を続けている ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力について、特許（実用新案）、意匠及び商標の産業財産権を中心に、知的財産の国際的保護の枠組みにも言及しつつ、概観することとしたい。

2. 知的財産の国際的保護

知的財産の国際的保護に関する取組は、古くから行われており、産業財産権の分野においては、1883年にパリ条約（現在の加盟国：176）が締結され、著作権の分野においては、1886年にベルヌ条約（現在の加盟国：171）が締結されている。

パリ条約は、「内国民待遇」、「優先権制度」、「各国権利の独立」を三大原則としているものの、保護範囲、保護要件、保護期間等、権利保護に関する実体的な規定はほとんど設けられておらず、締結当初は、先進国間の「紳士協定」的な性格を有するものであった。

しかしながら、第二次世界大戦後にアフリカを中心に植民地から独立した国が多く加盟し、自国の利益のための主張を行うようになり、南北対立が激化した。そして、権利者の許諾なく実施権を設定する「強制実施権」等を巡り、先進国と途上国等の利害が対立し、1980年代に条約改正の試みがなされたものの、実質的な議論はほとんどなされず、1967年にストックホルム改正条約以降、改正は行われていない。

日本は、江戸時代末期に、米、露、蘭、英、仏の五か国と結んだ通商条約が不平等条約であったことから、明治政府は、その解消を求め、交渉を行ったが、五か国から、不平等条約の解消の条件のひとつとして、パリ条約、ベルヌ条約へ加盟することにより、外国人の知的財産の保護を図ることが示されたこと等もあり、1899年に両条約に加盟した（アジアにおいて19世紀中に両条約に加盟した唯一の国）が、ASEAN 諸国のほとんどは、1990年代まで両条約に加盟していなかった。

パリ条約とベルヌ条約は、国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）が所管しており、社会状況の変化に応じ、条約改正の試みや新条約の締結等を行ってきた。それらの交渉においては、途上国の多くは、WIPO 設立条約を批准していたため、議論に参加し、先進国と途上国間の利害が対立することが多く、交渉が中断することも少なくなかった。また、交渉が合意に達し、条約案がまとまった場合であっても、条約の批准は、各国の自由意思に委ねられており、ASEAN 諸国をはじめとする途上国が条約を批准することは少なく、条約の実効性の観点からは問題があった。

特に、1980年代以降、発明、デザイン、ブランド等の知的財産を伴った商品やサービスの取引が増加し、国際市場の発展に伴い、偽物ブランド商品や海賊版 CD など国際貿易に甚大な被害を及ぼす事例が増大し、知的財産を保護する実効的な国際ルールが存在しないことが大きな問題となっていた。

このため、1986年から交渉が開始された GATT ウルグアイラウンドにおいて、新たな交渉項目（新分野）のひとつとして、知的財産権の保護に関する検討が行われた。先進国は、国際的ルールを通じた知的財産権の保護の強化を主張したが、途上国は、GATT で知的財産の保護を検討することのマンデート論等を主張したため、交渉は難航した。最終的

には、農業、繊維等の分野で先進国が譲歩することにより、途上国も知的財産権の保護に関する交渉に参加し、交渉が継続され、1995年WTO設立協定付属書1Cとして、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)が発効した。

TRIPS協定は、第一部から第七部からなるものであるが、従来の知的財産分野の国際条約にはない大きな特徴を有している。

第一に、基本原則として、パリ条約やベルヌ条約等の既存の知的財産に関する国際条約の遵守が規定されていることである。このため、WTO加盟国は、パリ条約やベルヌ条約等に未加盟であっても、TRIPS協定を介して、パリ条約やベルヌ条約等の履行義務が発生することとなった。また、基本原則として、内国民待遇に加え、最恵国待遇が規定されたため、二国間協定における知的財産に関する合意が当事者間のみならず、TRIPS協定加盟国全体に効力を有することとなった。

第二に、知的財産の保護レベル(保護に関する実体的な規定)に関し、最低限の義務(ミニマム・スタンダード)が規定されたことである。TRIPS協定において規定された保護レベルは、特許を含め、先進国における保護水準に近いものであり、既存の知的財産に関する国際条約や途上国における保護レベルに比べ、相当高いものとなっており、途上国は、国内法の整備及び運用の改善が求められることとなった。

第三に、知的財産の権利行使に関する規定が設けられたことである。既存の知的財産に関する国際条約においては、知的財産の行使に関する規定はほとんど設けられていなかったが、TRIPS協定においては、知的財産の行使に関して、一般的義務、民事上及び行政上の手続、暫定措置、国境措置に関する特別の要件、刑事上の手続の多岐にわたる規定が設けられた。これらの規定は、内容的にも充実しており、国際的な知的財産の保護の実効性が高まることが期待されているが、知的財産の保護に関する司法制度等の整備が十分ではない途上国にとっては、権利行使に関するシステムを整備することが大きな課題となった。

第四に、多国間における紛争解決に関する規定が設けられたことである。知的財産の保護に関する規定をGATTの基本構造に取り込むことにより、TRIPS協定に違反した場合、WTOの紛争解決機関(DSB)に提訴し、違反措置の是正を求めることが可能となり、是正が勧告された場合、それに応じない場合は、制裁措置が発動されることとなった。このため、TRIPS協定の履行を巡る紛争の適切な解決が図られるとともに、制裁発動を回避するために、TRIPS協定の履行に応じることが期待されているが、途上国においては、TRIPS協定の履行を怠った場合、最悪の場合、WTOからの離脱という制裁が発動される可能性も生じることとなった。

第五に、先進国、途上国、後発途上国(LDC: Least Developed Country)毎に経過措置(協定の履行期限)の規定が設けられたことである。経過措置に関しては、交渉において、先進国と途上国との利害が大きく対立し、最終段階まで議論が対立したが、TRIPS協定においては、すべての加盟国に対し、TRIPS協定の発効(1995年1月1日)から1年間の経過措置が設けられ、途上国に対しては、さらに4年間、後発途上国に対しては、さらに10年間の経過措置が設けられた。このため、途上国には、2000年1月1日にTRIPS協定

の履行義務が発生し、LDCにも、2006年1月1日にTRIPS協定の履行義務が発生することとなり、途上国を含めた国際的な知的財産の実効的な保護が早期に行われることとなった。

なお、LDCに対するTRIPS協定の履行義務に関しては、正当な理由に基づくLDCからの要請により、経過措置を延長できる旨が規定された。

このため、LDCからの延長要請に基づき、2005年11月に開催されたTRIPS理事会で経過措置を2013年7月1日まで延長することが決定された。さらに、2011年12月に開催された第8回閣僚会議で経過措置の再延長についてTRIPS理事会が十分な配慮をすることを求める政治的ガイダンスが採択され、2012年11月に開催されたTRIPS理事会でLDCから期限延長を要請する提案文書が提出され、2013年6月に開催されたTRIPS理事会で経過措置期間を2021年7月1日まで延長することが決定されている。

外務省によると、LDCは、国連開発計画委員会（CDP）が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国とされており、3年に一度、LDCリストの見直しが行われているが、2012年に策定された基準に該当する国として、49か国あり、ASEAN諸国では、カンボジア、ラオス、ミャンマーがLDCに該当するとされている。

3. ASEAN諸国における知的財産保護の状況

以上のような、国際条約の締結を受け、WTOの加盟国であるASEAN諸国においては、知的財産制度の整備を行うことが求められている。

以下の記述は、特許庁発行「特許行政年次報告書2015年版」、南宏輔・上田真誠「日本国特許庁のアセアンに対する知的財産協力」（特技懇272号、17頁以下）等を参照した。

(1) ASEAN諸国全体の状況

ASEAN諸国は、AECの実現を目指す行動計画のひとつとして、「ASEAN知的財産権行動計画2011－2015」（以下、「行動計画」という。）を策定している。行動計画は、2011年8月にインドネシアで開催されたASEAN経済大臣会合において了承されたもので、「迅速・的確・利用可能性の高い知財サービスを提供するバランスの取れた知的財産システムの構築」、「ASEAN諸国の国際的な知的財産保護制度への参加」、「知的財産の創造・意識向上・活用の体系的な促進」、「国際的な知的財産コミュニティへの活発な参加及び各種機関との連携強化」、「各国の知的財産庁の人的・組織的な能力向上」等、多岐にわたるものである。「ASEAN諸国の国際的な知的財産保護制度への参加」においては、2015年までにASEAN加盟各国がマドリッド協定議定書（商標の国際登録に関する協定）、ハーグ協定（工業意匠の国際登録に関する協定）のジュネーブ改正協定及び特許協力条約（PCT：国際特許出願に関する条約）に加盟すること等を目指している（ハーグ協定のジュネーブ改正協定については、ASEAN諸国のうちの7か国を目標。）。

このため、TRIPS協定の履行期限をまだ迎えていないカンボジア、ラオス、ミャンマー

の各国においても、行動計画に沿って、国内法の整備を行い、国際的な知的財産制度へ参加することが求められている。

また、ASEAN 諸国では、ASEAN 域内における特許審査の迅速化のため、ASEAN 特許審査協力（ASPEC : ASEAN Patent Examination Cooperation）プログラムが 2009 年 6 月より開始されている。

ASPEC は、まだ特許制度が存在しないミャンマーを除く ASEAN 9 か国による ASEAN 域内の特許審査ワークシェアリングプログラムで、出願人が、域内の複数国に対し、同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものであり、特許審査官の質的・量的不足が顕著である ASEAN 諸国における審査の質の向上や審査期間の短縮等の効果が期待されている。

前述のように、ASEAN 各国は、経済発展の状況が異なることに加え、法制度が各国で相違していることもあり、TRIPS 協定の履行に向けた知的財産制度の整備の取組も各国により異なっているため、以下、各国における知的財産保護の状況について、産業財産権を中心に概括する。

(2) ASEAN 各国の状況

① インドネシア

インドネシアにおいては、1961 年に商標法（2001 年に最新法改正）が、1989 年に特許法（2001 年に最新法改正）が、2000 年に意匠法がそれぞれ制定されており、1998 年にインドネシア知的財産権総局（DGIPR）が法務人権省のもとに設立された。

インドネシアは、ASEAN 域内で最大の人口を抱え、従来から模倣品や海賊版による被害が多発していることで知られており、米国通商代表部（USTR）が公表した「2014 年スペシャル 301 条報告書」（各国の知的財産の保護状況に関する調査報告書）においても、インドネシアは、模倣品や海賊版などの不正商品の流通が後を絶たないことから、優先監視国に指定されている。

このような状況に対応するため、インドネシア政府は、2011 年 2 月に、それまで特許、商標、意匠それぞれに分かれていたインドネシア知的財産権総局の知的財産取締官をひとつの局に統合し、捜査局（Directorate of Investigation）が新設された。インドネシア知的財産権総局の捜査官と警察の協力により、商標権、著作権、意匠権、特許権を対象とした違法品の摘発を行う体制が整備された。

② マレーシア

マレーシアにおいては、英国領であった経緯からコモンローが採用されており、知的財産の保護制度も英国の影響を強く受けている。マレーシアにおいては、1980 年代に特許法、商標法等の知的財産法が制定、施行されている。特許等の登録を取り扱うマレーシア知的財産公社（MyIPO）は、国内貿易・消費者省のもとで財政的に独立した団体として運営されている。

マレーシアでは、2011年2月に特許法、商標法の規則が改正され、電子出願制度、早期審査制度等が導入された。また、2013年7月には、改正意匠法が施行され、登録要件である新規性が世界公知に拡大されるとともに、権利期間も最長25年に延長された。

また、マレーシアでは、修正実体審査制度（MSE）が採用されている。MSEは、同制度を有する国の特許庁（当該国特許庁）とあらかじめその国が指定する他の先進国の特許庁（所定特許庁）に対応する特許出願がなされている場合に、出願人が所定特許庁の特許出願の審査結果に係る情報を当該国特許庁に提出することにより、当該国特許庁が基本的に所定特許庁の審査結果を受け入れ、当該国における特許権の付与を行う仕組みであるが、マレーシアの場合、日本国特許庁が所定特許庁となっている。

③ フィリピン

フィリピンにおいては、独立後の1947年に特許法が制定され、フィリピン特許庁が創設され、ベルヌ条約（1951年）、パリ条約（1965年）にも早期に加盟しており、ASEAN諸国の中では、比較的早い段階から知的財産制度が整備されている。フィリピン知的財産庁は、1987年に再編された特許、商標、技術移転局を受け継ぐ形で1998年に創設されている。

また、フィリピンでは、マドリッド協定議定書への加盟が2012年7月25日に発効し、フィリピン知的財産庁がマドリッド協定議定書による国際登録出願の受理を行っている。

④ シンガポール

シンガポールにおいては、知的財産制度は、英国の植民地時代の1937年に英国特許の再登録制度を採用したことに始まり、1939年に商標規則が制定されたことに伴い、商標特許登録局が設立された。現在の知的財産法は、新特許法が1995年に、新商標法が1998年に、新意匠法が2000年にそれぞれ施行されており、シンガポール知的財産庁は、法務省の組織の一部となっている。

近年、シンガポールは、特許制度の改善に力を入れている。以前は、他国に、調査や審査を委託し、拒絶理由が存在している場合であっても、特許登録することができる制度を採用していたが、法改正を行い、日本等と同様に、拒絶理由が存在しないものしか登録しない制度に移行し、2012年からは特許審査官を採用し、バイオ・情報通信等の分野で自ら実体審査を行う体制自ら審査を行う試みを始めた。

また、2013年3月には、シンガポール法務省により設立された知的財産運営委員会が「知的財産ハブ基本計画（IP Hub Master Plan）」を公表した。基本計画では、シンガポールが「知的財産取引・管理」、「質の高い知的財産出願」、「知的財産紛争解決」のハブとなることにより、アジアにおけるグローバルな知的財産ハブとなることを戦略目標として描いている。

なお、シンガポールには、2005年にアジア地域で初のWIPO外部事務所が設立され、2010年にWIPO仲裁・調停センターの支局も設置されている。

⑤ タイ

タイにおいては、知的財産制度は、1914年の商標・商号法の制定に始まり、1936年に商標法が、1979年に特許法がそれぞれ制定されているが、パリ条約への加盟は2008年ようやく実現しており、知的財産制度の整備には遅れがみられている。タイは、インドネシアと同様、米国通商代表部の「2014年スペシャル301条報告書」で、模倣品・海賊版など不正商品問題や特許審査における権利化の遅延等のため、優先監視国とされている。

タイでは、1963年に商業登録局の一部門として特許法を取り扱う部門が設立され、1992年に商務省に知的財産局が創設された。また、1997年12月に知的財産及び国際取引中央裁判所（CIPITC）が設置され、知的財産及び国際間貿易に関する民事及び刑事事件を取り扱っている。

⑥ ブルネイ

ブルネイは、東南アジアで最も大きいボルネオ島北部に位置するという地理的な状況もあり、特許は、英国、シンガポール、マレーシアにおいて登録された特許権をもとに登録を行う再登録制度が採用されていたが、ASEAN知的財産権行動計画2011－2015に従って、知的財産制度の改善が進められており、2012年1月から、特許制度を委託審査制度へ移行し、受理した特許出願について独自に方式審査を行い、実体審査についてはデンマーク、オーストリア、ハンガリーの各知的財産庁へ外注を行っている。

なお、ブルネイは、2012年にPCTに、2013年にハーグ協定に加盟しており、知的財産に関しては、法務長官府の所管であったが、経済開発委員会に移行されつつあり、2013年6月には商標が移管され、ブルネイ経済開発委員会のもとに、特許・意匠・商標を統一して扱うブルネイ知的財産庁が設置された。

⑦ ベトナム

ベトナムにおいては、1981年に制定された「技術改良、生産合理化及び発明のための革新に関する規則」が最初の知的財産に関するルールであり、1982年に科学技術委員会の組織に係る布告により、国家発明室が創設された。

その後、商標や意匠に関する規則も制定されたが、1995年に、民法に設けられた産業財産に関する章が現行制度の基礎となり、2005年に、特許、意匠、商標、著作権等の知的財産権を対象とするベトナム知的財産法が制定された。

ベトナム国家知的財産庁は、国家発明室を前身としており、現在は、科学技術省の一組織として存在している。

⑧ ラオス

ラオスにおいては、ラオス人民民主共和国成立後、商標登録に関する首相令が1995年に、特許・小特許・意匠に関する首相令が2002年に導入されており、商標の施行規則が2002年に、特許等の施行規則が2003年にそれぞれ制定された。現在の知的財産法は2008年に制定、施行され、知的財産を取り扱う知的財産・標準・計量局は、

科学技術省の一組織として、1990年に設立され、産業財産権は知的財産部で取扱われているが、現在、知的財産法に関連する細則の整備が行われており、運用はまだ不十分であり、2014年12月の時点で特許権が設定登録された実績はないとのことである。

⑨ ミャンマー

ミャンマーにおいては、第二次世界大戦およびその後の政治上の混乱により、現在、機能している知的財産法が存在しておらず、知的財産権の登録制度も存在していない。ただし、商標については、使用するマークを農業灌漑省に登録し、登記されたマークであることを新聞に掲載することで権利宣言が行われており、商標権侵害に関しては、特定救済法の下で刑事罰に加え、差止請求や損害賠償請求等の民事的救済も認められている。

ミャンマーでは、知的財産法の制定、知的財産庁の設立、知的財産庁職員の能力向上等、知的財産権の適切な取得・保護のための制度整備が急務の課題となっており、科学技術省（MOST）を中心に検討が行われているが、MOSTの業務は、2016年3月の省庁再編に伴い、教育省（MOE）に移管されたため、今後は、MOEのもとでこれらの検討が行われることとなる。

⑩ カンボジア

カンボジアにおいては、2002年2月に標章・商号及び不正競争に関する法律が、2003年1月に特許・実用新案・意匠に関する法律がそれぞれ発効している。

カンボジアの経済発展に伴い、カンボジアへの特許・意匠・商標の出願件数は、年々増加しており、特に、商標に関しては、2007年から2013年までの6年間で倍増（年間出願件数が約3,000件から約6,000件に。）しており、日本からの出願件数も大幅に増加している（商標・意匠については登録が行われているが、特許についてはまだ登録がなされていないようである。）。

カンボジアでは、商標は、商務省知的財産局が、特許・意匠は、産業・鉱業・エネルギー省知的財産局が、著作権は、文化芸術省がそれぞれ所管し、これらを束ねる国家知的財産委員会により、国家知的財産戦略が一元的に策定されている。

4. ASEAN 諸国に対する日本の協力

(1) 日 ASEAN 特許庁長官会合

日本からASEANへの輸出額は、米国、中国に次ぐ規模であり、2013年度の日本企業の海外現地法人数の増加数は、ASEAN 5か国（シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）の合計が中国を上回っており、ASEAN 諸国は、日本企業の今後の事業展開先として有望視されている。

しかしながら、ASEAN 諸国においては、出願の審査の遅れ、商標や意匠の国際出願制度への加入の遅れなどの問題があり、ASEAN 諸国への投資環境整備の観点から、知的財産制度の整備・強化が必要である。

このため、日本国特許庁は、AEC の設立を目指す ASEAN 諸国全体の知的財産制度の整備を推進するため、2012 年 2 月に ASEAN 諸国の知的財産庁とのハイレベルな対話の機会として日 ASEAN 特許庁長官会合を創設し、出願人のニーズも踏まえながら、人材育成・知財インフラ整備等の支援を行っている。

第 5 回日 ASEAN 特許庁長官会合は、2015 年 5 月 25 日に奈良で開催され、翌 26 日には、ASEAN 特許庁シンポジウムが開催され、日本企業等のユーザーに対し、ASEAN 各国の知的財産庁首脳から、各国における知的財産制度の現状、知的財産権の保護に関する最新の取組などが紹介された。

日 ASEAN 特許庁長官会合においては、2015 年度の知的財産分野における協力プログラムの策定、知的財産分野の協力の深化を通じた AEC の実現への貢献、日本国特許庁と ASEAN 10 か国の各国との二国間協力の強化が確認され、「日 ASEAN 知的財産共同声明」が採択された。

「日 ASEAN 知的財産共同声明」においては、「日本と ASEAN との相互の繁栄のために協力を更に強化すること」、「貿易・投資の円滑化やイノベーション・技術移転を促進し持続的な経済発展を実現するために、各国の状況に応じた産業財産制度が重要であること」、「日本と ASEAN の知的財産分野の協力の深化が AEC の実現に資するものであること」が日本と ASEAN 諸国相互の利益となるとの認識が共有され、今後も各種の協力が継続されることとなった。

(2) ASEAN 諸国への協力のスキーム

日本国特許庁は、ASEAN 諸国における法制度や審査体制を含めた運用面に対する課題に対処するため、1980 年代から、専門家の派遣や各種研修等の種々の支援・協力を行ってきた。

TRIPS 協定の履行義務発生から 10 年以上経過したこともあり、ASEAN 諸国における知的財産法の整備の進展は見られるものの、制度の運用には、まだ問題も少なくない。

このため、ASEAN 諸国に対し、知的財産法の整備の拡充や運用体制の強化を中心とした協力が求められており、特に、LDC に対しては、TRIPS 協定の履行期限が 2021 年 7 月 1 日まで延長されていることもあり、知的財産法の整備が不十分であり、知的財産権の執行や運用の整備がほとんどなされていないような状況である。

ASEAN 諸国の状況は、国毎に異なり、日本との貿易・投資実態も大きく異なることから、産業界のニーズも踏まえ、対象国・分野等の優先度を吟味しつつ、各国の状況に応じた協力を行うことが必要とされている。

日本国特許庁が WIPO や独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して行ってきた、技術協力や人材育成支援等の協力は、以下のとおりであり、今後もさらなる充実が求められている。

① ODA のスキームを活用した取組

ODA のスキームを活用した取組として、「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」

及び「JICA 技術協力プロジェクト」が行われている。

「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」は、日本国特許庁が1987年からWIPOに支出している任意拠出金をした信託基金であり、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)地域のWIPOに加盟した途上国を対象として、ワークショップ等の開催、研修生及び長期研究生の受入れ、専門家派遣、知的財産権庁の情報化などの各種事業を実施してきた(2008年度からは、アフリカ地域にも拡大されている)。

「JICA 技術協力プロジェクト」は、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与という3つの協力手段を組み合わせ、ひとつのプロジェクトとして一定の期間に実施するものであり、1990年以降、タイ、インドネシア及びベトナム等のASEAN諸国において、知的財産庁の整備や知的財産の保護及び執行の強化等のプロジェクトが実施されている。

② 人材育成に関する協力

「専門家派遣」、「短期・中期研修生の招へい」、「長期研究生の招へい」等の人材育成に関する各種の協力が行われている。

「専門家派遣」は、「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」、「JICA 技術協力プロジェクト」のスキームを活用し、特許庁職員を途上国の知的財産庁へ派遣し、知的財産庁の様々な業務について現地で指導を行うものであり、2014年度は、ラオス、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、ベトナムの各国に派遣し、審査実務や普及支援事業の指導を行っている。

「短期・中期研修生の招へい」は、途上国における知的財産権の保護強化のための人材育成を目的として、1996年以降行われており、主に審査官、行政官の能力向上を目的とした研修に重点をおいて実施されている。

2015年3月までの19年間で、アジア太平洋地域を中心とした70か国4地域から官民合わせて4,661名の研修生を招へいしている。

「長期研究生の招へい」は、途上国において知的財産権にかかる分野での指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になることが期待される者を日本に約6か月間招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供するものであり、1997年以降行われており、これまでもアジア太平洋地域を中心とした国から招へいを行っており、2014年度は、カンボジア、ラオス、インド、インドネシア、フィリピンから各1名の長期研究生を招へいしている。

その他、各種のセミナー等が開催されており、我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続・フォローアップ、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産権制度の普及啓発を支援することを目的とした「フォローアップセミナー」の開催(2014年度はフィリピン、インド、ミャンマー、タイ、インドネシアで開催)のほか、2014年度には、「知的財産、技術移転、商業化に関するセミナー」(ASEAN諸国等を対象：8月にシンガポールで開催。),「意匠の国際登録のためのハーグ制度に関するワークショップ」(ASEAN諸国を対象：9月にシンガポールで開催),「商標分類シ

システムの効果的な活用に関するセミナー」(ASEAN 諸国の商標審査官を対象：10 月にブルネイで開催)等が開催されている。

③ 情報化に関する協力

日本企業の ASEAN 諸国における活動が盛んになっており、ASEAN 諸国における日本企業の適切な権利取得、円滑な経済活動に寄与するために、一層の審査の効率化と質の向上が求められている。このため、ASEAN 諸国の審査の効率化と質の向上に寄与するための IT インフラの構築を支援するため、2013 年から WIPO 等と協力し、日本がこれまでに構築に貢献した ASEAN 諸国の IT システム基盤を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEANIP ポータルの構築の支援等のプロジェクトが開始されている。

また、ASEAN 諸国全体の取組に ASEAN 諸国の全知的財産庁が参加できるよう、各知的財産庁の IT システム改善の支援も行われている。

さらに、特許出願に係る日本の審査結果の有効活用による海外の知的財産庁におけるワークロードの重複の軽減、海外における日本企業の権利取得迅速化を目的として、日本の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク (AIPN)」を海外の知的財産庁に提供しており、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本の特許出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる(2015 年 3 月現在、66 か国・機関で利用可能。)

(3) ASEAN 各国への協力

① インドネシア

インドネシアにおいては、2011 年 4 月から 2015 年 4 月まで、日本特許庁と JICA が協力した知的財産権保護強化プロジェクトが実施され、「知的財産エンフォースメント関連機関の機能強化」、「インドネシア知的財産権総局の審査能力の向上」、「大学等高等教育機関における知的財産権の活用促進」に向けての取組が行われ、日本国特許庁は、「長期専門家としての職員の派遣」、「必要な短期専門家の派遣」、「研修生の受入れ」(インドネシアのみを対象とした権利執行コース等)等を行った。

また、インドネシア知的財産権総局と日本国特許庁は、協力関係の更なる強化のため、2014 年 8 月に、商標をはじめとする実体審査能力の強化等を内容とする協力覚書を取り交わし、日本の意匠制度を研究するための意匠審査官の受入及びコンピュータソフトウェアの技術分野における特許審査官の派遣等が行われ、2015 年度以降も協力が継続されている。

なお、2013 年 6 月 1 日以降にインドネシア知的財産権総局が受理した PCT 国際出願に対する国際調査・国際予備審査は、日本国特許庁が行っている。

② マレーシア

マレーシア知的財産公社と日本国特許庁は、2015 年 1 月に、両庁間の協力関係を

強化するため、実体審査能力の強化や方式審査自動化支援等を含む協力覚書を取り交わし、2014年度は、バイオテクノロジー・ナノテクノロジーの技術分野における特許審査官の派遣等が行われた。

なお、2013年4月から、マレーシア知的財産公社が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が行っている。

③ フィリピン

フィリピン知的財産庁と日本国特許庁は、2014年8月に、両庁間の協力関係を強化するため、特許審査官派遣や特許情報交換等を含む協力覚書を取り交わし、2014年度は、モバイルテクノロジーの技術分野の審査実務に関する研修講師としての特許審査官の派遣及び特許情報交換に関する専門家の派遣等が行われた。

なお、2002年1月よりフィリピン知的財産庁が受理したPCT国際出願の国際調査及び国際予備審査を日本国特許庁が行っている。

④ シンガポール

シンガポール知的財産庁と日本国特許庁は、2012年7月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わし、2012年12月から、シンガポール知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が行っている。さらに、2014年8月には、両庁間の協力関係を強化するため、審査官協議による実体審査能力の向上や新規採用された特許審査官の育成支援等を含む新たな協力覚書を取り交わし、2014年度は、情報通信の技術分野における特許審査官の派遣及び人材育成スキーム構築支援に関する専門家の派遣等が行われるとともに、2014年12月から特許審査官1名をシンガポール知的財産庁の上席特許審査官として3年程度の予定で長期派遣し、実体審査関連の協力を強化した。

⑤ タイ

タイ知的財産局に対しては、1990年代から各種の協力が行われているが、タイ知的財産局と日本国特許庁は、2015年5月に、両庁間の協力関係を強化するため、特許審査実務の効率化、審査官の育成協力を含む協力覚書を取り交わした。

なお、2010年4月1日以降にタイ知的財産局が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が行っている。

⑥ ブルネイ

ブルネイ知的財産庁と我が国特許庁は、2015年5月に、両庁間の協力関係を強化するため、ブルネイ知的財産庁を受理官庁とするPCT国際出願の国際調査・国際予備審査の協力等を含む協力覚書を取り交わした。

⑦ ベトナム

ベトナム国家知的財産庁と我が国特許庁は、2012年2月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。その後、2014年10月に、ベトナムにおける知的財産保護の促進を目指した政策に対する助言、審査手続の簡素化、知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材育成という従来の協力に加え、審査のワークシェアリング

の協力等を含む新たな協力覚書を取り交わし、2014年度は、審査実務研修のための特許・商標審査官の受入や意匠審査官の派遣等が行われた。

また、2012年4月から、JICAと協力した知的財産権の啓発および取締り強化プロジェクトが開始され、日本国特許庁から長期専門家として職員が派遣され、「知的財産関連機関と国民への知的財産法令の普及促進」、「知的財産行政及びエンフォースメント機関の能力向上」、「知的財産関連機関の連携強化および知的財産権法の見直し等」を目的とした協力が行われている。

なお、2012年7月1日以降にベトナム国家知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査は、日本国特許庁が行っている。

⑧ ラオス

ラオス科学技術省と我が国特許庁は、2015年5月に、両庁間の協力関係を強化するため、人材育成支援、ITインフラの改善、知的財産の普及啓発支援等を含む協力覚書を取り交わした。

⑨ ミャンマー

ミャンマー科学技術大臣及び同副大臣と日本国特許庁長官は、2013年2月にミャンマーの首都ネーピードーにおいて会談を行い、ミャンマーにおける知的財産システムの構築に向けた両国間の協力が進展した（2014年8月に、ミャンマー科学技術省と日本国特許庁は、知的財産法案及び知的財産庁設立支援及び知的財産庁設立後の業務運営支援等に向けた協力に関する文書に署名し、それを受けて、ミャンマー科学技術省が策定している知的財産法案や知的財産庁の業務運営に対する助言、特許・意匠・商標審査に関する研修等が行われている。）。

また、2013年10月に、産学官からなる「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」が設置され、知的財産法及び細則の制定、知的財産庁の組織や業務の確立等、具体的な知的財産制度構築に関するミャンマー政府への提言がまとめられ（筆者が座長を務めている。）、日本からの提言の多くは、法案に反映された。

さらに、上記文書に基づき、2015年3月に、現地で直接、知的財産制度整備の支援にあたるため、ミャンマー科学技術省へJICA専門家として特許庁職員（特許審査官）が長期派遣され、知的財産庁の設立へ向けた準備を進めているミャンマーに対し、業務運営に関するノウハウを提供し、知的財産庁業務を円滑に立ち上げるための支援が行われている。

なお、ミャンマーに対しては、JICAを通じて多くの技術協力が行われており、そのひとつに法整備支援プロジェクトがあり、ミャンマーの法整備全般にわたる支援が行われているが、法整備支援プロジェクトの一環として、知的財産に関する司法制度の整備に向けた検討がミャンマーの最高裁判所を中心になされており、弁護士等の法曹専門家も含めたオールジャパンの体制で支援が行われている。

⑩ カンボジア

カンボジアの国家知的財産委員会及び商業省と日本国特許庁は、2014年11月に、

協力関係を強化するため、IT インフラに関する経験の共有や審査官等職員の能力向上等を含む協力覚書を取り交わし、2014年度は、商標審査業務フローの改善に係る協力等が行われた。

5. おわりに

以上、ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力について概括したが、ASEAN 各国の経済発展の状況、言語、文化、宗教等の違い等の多様性を背景として、ASEAN 各国の知的財産保護の状況もまちまちであるが、特許（実用新案）、意匠、商標の産業財産権に関しては、「知的財産庁の運営のための人材不足」が深刻であり、特に、審査官の質的・量的不足が顕著であることであろう。今後とも、人材育成のための協力、知的財産庁のワークロードの軽減のための協力等、知的財産庁の運営に関する協力が不可欠である。

また、産業財産権のみならず、著作権も含めた「知的財産の権利行使（執行）に関する制度・運用の整備状況」が十分でなく、知的財産に関する司法制度・運用の構築のための協力、知的財産を専門とする裁判官等の法曹専門家の人材育成のための協力も不可欠である。

過去に、タイやインドネシアの現地におけるセミナーの講師、日本への招へい研修の講師、長期専門家への指導等に関わり、現在は、ミャンマーの法整備支援に関わる機会をいただいているが、常に思うことは、長期的視座を持つことの重要性である。ほかならぬ日本も、知的財産制度が導入されてから、130年以上の歴史を有するが、制度導入当初は、何の経験もない手探りの状況で、少しずつ問題を解決しつつ、制度を構築するとともに、社会状況の変化に合わせ、制度の改正・充実に努め、今日に至っている。

ASEAN 諸国の知的財産制度もまさに、明治時代の日本のような黎明期であり、制度の整備・運用の充実に、相当な時間を要するであろう。このため、協力を行う際には「焦らず」、「一緒に（相手の立場になって）」、「上から目線ではなく」、「笑顔で」、「怒らず」に続けていくことが重要ではなかろうか。ミャンマーの法整備支援に関わり、未知の制度の導入に取り組むミャンマー政府、最高裁の方々の真摯な姿勢に接し、特に感じる今日この頃である。